

# 消費税・地方消費税の税率の改定に伴う使用料の改定のお知らせ

消費税・地方消費税の税率の改定に伴い、使用料を改定し、令和元年10月1日から引き上げることとしました。条例に定める改定後の使用料は、次表のとおりです。

## 改正前

施設名	午前9時～午後5時まで	午後5時～午後10時まで
松阪市飯南体育センター	1時間当たり 210円	1時間当たり 320円
松阪市山村広場(飯南グラウンド)	1時間当たり 210円	1時間当たり 540円
松阪市飯南そまびとグラウンド	1時間当たり 210円	1時間当たり 210円



## 改正後

施設名	午前9時～午後5時まで	午後5時～午後10時まで
松阪市飯南体育センター	1時間当たり 220円	1時間当たり 330円
松阪市山村広場(飯南グラウンド)	1時間当たり 220円	1時間当たり 550円
松阪市飯南そまびとグラウンド	1時間当たり 220円	1時間当たり 220円

注意:10月分以降の体育施設使用につきましては、令和元年9月30日までに納付される場合は現行の使用料となり、令和元年10月1日以降に納付される場合は新しい使用料となります。

教育委員会スポーツ課(☎0598-53-4402)